



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 人事委員会規則

- \*39 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*40 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3
- \*41 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- \*42 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6

### ○ 告示

- 1305 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 6
- 1306 一般廃棄物処理施設の設置許可申請 (循環型社会推進課) ..... 7
- 1307 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 ( " ) ..... 8
- 1308 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) ..... 9
- 1309 救急病院の認定 (医務課) ..... 9
- 1310 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (商工振興課) ..... 9
- 1311 " ( " ) ..... 10
- 1312 清算法人小中土地改良区の清算人の退任 (農業農村整備課) ..... 10
- 1313 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 11
- 1314 保安林の指定 ( " ) ..... 11
- 1315 " ( " ) ..... 11
- 1316 " ( " ) ..... 12
- 1317 " ( " ) ..... 12
- 1318 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (平成23年和歌山県告示第731号) の一部変更 (資源管理課) ..... 13
- 1319 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 13
- 1320 " ( " ) ..... 13
- 1321 道路の供用開始 ( " ) ..... 14
- 1322 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 14
- 1323 港湾施設の公示 (港湾空港振興課) ..... 14

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第39号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月27日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成5年和歌山県人事委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

「 86 」

「 85 」

別表第7のオの表中

86	86
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87
88	87
88	87
89	88
89	88
89	88
90	88
90	89
90	89
91	89
91	90
91	90
92	90
92	91
92	91
93	91
93	92
93	92
93	92
94	93
94	93
94	93
94	93
95	94
95	94
95	94
95	94
96	95
96	95
96	95
96	95
97	96
97	96
97	96
98	96
98	97
98	97
99	98
99	98

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の適用の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**和歌山県人事委員会規則第40号**

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月27日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第7のアの表中	58	を	57	に改める。
	58		58	
	59		58	
	59		58	
	60		59	
	60		59	
	61		59	
	61		60	
	61		60	
	61		60	
	62		61	
	62		61	
	62		61	
	62		61	
	63		62	
	63		62	
	63		62	
	63		62	
	64		63	
	64		63	
	64		63	
	64		63	
	65		64	
	65		64	
	65		64	
	65		64	
	65		65	
	65		65	
	66		65	
	66		65	
66	65			
66	65			
66	66			
66	66			
66	66			

67	66
67	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	67
68	68
68	68
68	68
68	68
69	68

66	65
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
69	68
69	68
69	68
69	68
70	69
70	69
70	69
70	70
71	70
71	70
71	71
71	71
72	71

別表第7のイの表中

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

(経過措置)

- この規則の適用の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員

た職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第41号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月27日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

90	89
91	90
92	90
93	91
93	91
94	92
94	92
95	93
95	94
96	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
101	101
101	101
102	102
102	102
102	102
103	103
103	103
103	103
104	104
104	104
105	105
105	105
106	105
106	106
107	106
107	106
108	107
108	107
109	107
109	108
109	108

別表第7の表中

を

に改める。

110	108
110	109
110	109
111	110
111	110

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の適用の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている警察官を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

## 和歌山県人事委員会規則第42号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月27日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第14号中「子（障害を有する場合にあつては、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の全課程を修了するまでの子）（配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）」を「障害を有しない子（配偶者の子を含む。）又は障害を有する子（配偶者の子を含む。）（以下この号においてこれらの子を「子」という。）」に改める。

## 附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第1305号

和歌山県田辺市本宮町皆地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月1日から平成23年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市本宮町皆地の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町皆地の一部地区

## 5 認証年月日

平成23年12月16日

## 和歌山県告示第1306号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示する。

なお、この設置許可申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名

和歌山県紀の川市神通200-2

株式会社真永 代表取締役 中谷正司

## (2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

和歌山県紀の川市神通200-2

## (3) 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（一般廃棄物破碎施設、乾燥施設及び焼却施設）

## (4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

木くず、植物残渣、刈り草

## (5) 申請年月日

平成23年6月24日

## 2 縦覧場所、期間及び時間

## (1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び岩出保健所衛生環境課

## (2) 縦覧期間

平成23年12月27日（火）から平成24年1月26日（木）まで

（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）

## (3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## 3 意見書について

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

## (1) 意見提出期限

平成23年2月10日（金）（郵送の場合は、消印有効）

## (2) 意見提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

E-mail:e0318001@pref.wakayama.lg.jp

イ 岩出保健所衛生環境課

〒649-6223 岩出市高塚209

## (3) 意見書の形式等

ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 意見書の様式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名、対象となる一般廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

### 和歌山県告示第1307号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示する。

なお、この設置許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名  
和歌山県紀の川市神通200-2  
株式会社真永 代表取締役 中谷正司
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
和歌山県紀の川市神通200-2
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物の焼却施設
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
木くず、動植物性残さ（植物性のものに限る。）
- (5) 申請年月日  
平成23年6月24日

#### 2 縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所  
和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び岩出保健所衛生環境課
- (2) 縦覧期間  
平成23年12月27日（火）から平成24年1月26日（木）まで  
（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時45分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

#### 3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見提出期限  
平成23年2月10日（金）（郵送の場合は、消印有効）
- (2) 意見提出先
  - ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
E-mail:e0318003@pref.wakayama.lg.jp
  - イ 岩出保健所衛生環境課  
〒649-6223 岩出市高塚209
- (3) 意見書の形式等
  - ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。
  - イ 意見書の様式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

#### 和歌山県告示第1308号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年2月8日まで縦覧に供する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年12月8日

2 名称

特定非営利活動法人ICT和歌山交流文化通信

3 代表者の氏名

水野保

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北坂上ノ丁48

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山並びに隣接の近畿地方に対して、情報通信に関する技術の向上をはかる事業、並びに諸外国とのICTや教育、文化、通信、放送を通じての交流促進事業を行い、情報通信技術を子どものうちに道具として使いこなせるようにしたり、日常生活に自然に取り入れられるようにサポートすると共に、教育・文化・通信・放送を通じて諸外国と親睦を深め、異文化のコミュニケーションの増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第1309号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 辻秀輝整形外科

2 所在地 海南市名高178-1

3 有効期限 平成27年2月3日

#### 和歌山県告示第1310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン岩出店

和歌山県岩出市中島715番 他

2 意見の概要

(1) 出入口付近の安全性と円滑化に努めること。

- (2) 歩行者や自転車等の交通安全対策に努めること。
- (3) 昼夜を問わず、青少年やホームレス等のい集場所とならないよう策を構ずること。
- (4) 駐車車両が車上狙い等の被害に遭わないよう策を講ずること。
- (5) 周辺住民の生活全般に悪影響のないよう努め、和歌山県公害条例に該当する項目に対して(騒音、悪臭など)地域住民との関係を良好に築くこと。万一地域住民から苦情等が発生した場合は、当該事業所において速やかに誠意をもってその解決にあたること。
- (6) 和歌山県屋外広告物条例を遵守すること。

### 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

### 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年12月27日から平成24年1月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1311号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ホームセンターコーナン岩出店2号館

和歌山県岩出市中島字古川746番1 他

### 2 意見の概要

- (1) 出入口付近の安全性と円滑化に努めること。
- (2) 歩行者や自転車等の交通安全対策に努めること。
- (3) 昼夜を問わず、青少年やホームレス等のい集場所とならないよう策を構ずること。
- (4) 駐車車両が車上狙い等の被害に遭わないよう策を講ずること。
- (5) 周辺住民の生活全般に悪影響のないよう努め、和歌山県公害条例に該当する項目に対して(騒音、悪臭など)地域住民との関係を良好に築くこと。万一地域住民から苦情等が発生した場合は、当該事業所において速やかに誠意をもってその解決にあたること。
- (6) 「岩出市開発事業に関する条例」に係る協議が必要。
- (7) 和歌山県屋外広告物条例を遵守すること。

### 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

### 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年12月27日から平成24年1月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1312号

清算法人小中土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した清算人

氏名 住所  
中前岑生 日高郡日高町大字小中792番地

**和歌山県告示第1313号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町美里字下モ地45、46、中崎字京ノ木127
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
美里字下モ地45・中崎字京ノ木127(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1314号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字中峯字新田38の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1315号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字押手字北野661、662の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字北野661(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1316号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字沼字沼壺495の1・498(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1317号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字崎山711
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1318号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成23年和歌山県告示第731号)の一部を平成23年12月14日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

**和歌山県告示第1319号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町小畑字馬場東92番7地先から同町下佐々字西下柄谷39番1地先まで	新	11.47 ? 40.25	1,600.20	仮称 動木1号橋 L=38.50

**和歌山県告示第1320号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西川原名手市場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

紀の川市野上428番地先から同市野上463番地先まで	旧	6.50 ∟ 8.25	126.50	
同上	旧	5.45 ∟ 7.40	111.80	
同上	新	6.45 ∟ 9.90	111.80	

## 和歌山県告示第1321号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原名手市場線

供用開始の区間 紀の川市野上428番地先から同市野上463番地先まで

供用開始の期日 平成23年12月27日

## 和歌山県告示第1322号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大又2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において標柱1号と標柱2号及び標柱5号と標柱6号を結ぶ線は主要県道御坊中津線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	大又	前西	147番	
2号	〃	〃	〃	〃	227番	
3号	〃	〃	〃	小久保	226番2	
4号	〃	〃	〃	〃	225番1	
5号	〃	〃	〃	〃	140番1	
6号	〃	〃	〃	〃	141番1	
7号	〃	〃	〃	〃	144番1	

## 和歌山県告示第1323号

県が管理する港湾施設を、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山下津港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
臨港道路	臨港道路 紀の川右岸線	和歌山市湊地内 (和歌山市湊字濱ノ坪2675-30 から和歌山市湊字口ノ坪2355-2 4まで)	延長 1642.98メートル	車道幅員6.5メートル アスファルト舗装
護岸	紀の川 第2護岸	和歌山市湊地内 (和歌山市湊字濱ノ坪2675-48 から和歌山市湊字口ノ坪2355-2 4まで)	延長 395メートル	天端高 +3.0メートル
護岸	紀の川 第3護岸	和歌山市湊地内 (和歌山市湊字濱ノ坪2675-48 から和歌山市湊字濱ノ坪2675-5 1まで)	延長 364メートル	天端高 +8.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。